日高市告示第72号

騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第１の１の規定に基づき、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次の表のとおり指定し、平成24年４月１日から施行する。

地域の類型	該当地域
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び用途地域の定めのない地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考

１　地域の類型のアルファベットは、騒音に係る環境基準について（平成10年環境庁告示第64号）第１の１の表に掲げる地域の類型を示す。

２　「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第８条第１項第１号に掲げる地域を、「用途地域の定めのない地域」とは、同号の規定による用途地域の指定がされていない地域をいう。